

公益社団法人京都鴨沂会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人京都鴨沂会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育・文化・芸術の振興、社会福祉の向上に資する事業を行い、地域社会の健全な発展を図り、もって公共の利益に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等学校教育支援及び奨学金
- (2) 地域福祉の推進と人材育成のための講習会
- (3) 生涯学習と福祉教育に寄与する講演会、演奏会、展覧会等
- (4) 公益事業の情報提供のための刊行
- (5) 文化・芸術活動支援のための施設利用
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、京都市及びその周辺において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 この法人につきの会員を置く。

(1) 正会員

この法人の事業に賛同して入会した個人とする。

ア 京都府立京都第一高等女学校卒業生（改称前の卒業生及び転退学者を含む）、鴨沂学園修了生及び卒業生、京都府立鴨沂高等学校卒業生及び転退学者（定時制を含む）及び京都鴨沂会奨学生のうち、この法人の事業に賛同して入会した個人

イ 上に掲げた以外の者であって、この法人の事業に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員

この法人の事業に賛同して入会した団体とする。

(社員)

第6条 この法人は、会員の中から選出される代議員31名をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という。）に定める社員とする。

2. 社員である代議員31名を選出するため、理事会が定めた細則に基づいて、正会員による代議員選挙を行う。

3 正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事及び理事会は、代議員を選出することはできない。

- 4 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、第2項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、4月に実施することとし、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が、社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。〔当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする〕。
- 6 辞任等により代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期が満了する時までとする。
- 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 8 第6項の補欠代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の権利）
 - (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第7条 この法人の正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会は、社員総会において定める基準により、その可否を決するものとする。

(会員の経費負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、この法人の正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金、年会費、賛助会費等を支払わなければならない。

(会員の任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会

することができる。

(会員の除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条に定める支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員（代議員）は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会は、社員（代議員）総数の2分の1以上の出席（委任状提出者を含む）がなければ開催することができない。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決)

第18条 社員総会の決議は、出席した社員（代議員）の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員（役員の設定）

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上 10名以内
- (2) 監事 1名以上 3名以内

2 理事のうち3名を代表理事とし、代表理事以外の理事を業務執行理事とする。

3 代表理事のうち1名が会長に就任し、他の2名は副会長に就任する。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、社員のなかから選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって選任する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある団体の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を分担するとともに、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従って、会長の職務を代行し、その他の業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監事の職務権限を行使し、監査報告を作成する。

2 監事は、社員総会および理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べることができる。

3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、理事、監事とも選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員損害賠償責任)

第27条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

第6章 理事会

(設置)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき、及び会長以外の理事が会議の目的を記載した書面でもって開催を要求したときに開催する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款または法令により別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選任及び解職

(4) 規則の制定、変更及び廃止

(5) 社員総会の日時、場所、議事事項の決定

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち1名が、理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の議長は、会長又は会長があらかじめ指名した理事がこれに当たる。

2 理事会の決議は、決議事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(基本財産)

第33条 別表の財産は、公益目的事業を行うために不可欠な財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の決議を経て、会員総数の過半数の同意を要する。

(運用財産)

第34条 この法人の事業遂行に要する費用は、入会金、会費、寄付金品、事業に伴う収入及び資産から生じる果実等の運用財産をもって支弁する。

2 寄付金については、寄付金提供者の指定のあるものは、その指定に従う。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 社団法人京都鴨沂会の会員である者は、第5条の規定にかかわらず、公益社団法人京都鴨沂会の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 4 この定款の施行後の最初の代議員は、第6条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
- 5 この法人の最初の代表理事は、北丸幸子、荒木不二洋、速水醇一とする。
- 6 社団法人京都鴨沂会の諸規則等は、公益社団法人京都鴨沂会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の標記は読み替えるものとする。